

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る平成30年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

平成30年2月28日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 開発建設部長 坂 克人

1. 当該招請の主旨

沖縄管内では、那覇空港拡張や那覇港改修等の事業が実施または計画されているが、各事業の実施に当たっては、夏から秋にかけて数多く来襲する勢力の強い台風や冬の冬季風浪など年間を通して制約される気象条件や、地形条件であるリーフ、環境条件であるサンゴや海に囲まれた地形に伴う塩害等、本土とは異なる沖縄特有の条件下での整備等を余儀なくされている一方で、美しい自然環境への配慮等も求められている。

本業務は、沖縄特有の各種条件を踏まえて、沖縄管内における設計、施工、維持管理を含めた港湾空港施設整備のさらなる高度化に資するよう総合的かつ最新の知見から要因分析し、課題解決に向けた対応策を検討するものである。

本業務の実施にあたっては、次の特殊な技術力を有し、自在に駆使することができる能力を有している必要があることから、3. の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対してプロポーザル方式（単体企業に加え、設計共同体にも参加を認めるものとする。）による提案書の提出を要請する予定である。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続きに移行するものとする。

2. 業務の概要

1) 業務名

沖縄管内における港湾空港施設整備等高度化研究委託

2) 業務目的

沖縄管内では、那覇空港拡張や那覇港改修等の事業が実施または計画されているが、各事業の実施に当たっては、夏から秋にかけて数多く来襲する勢力の強い台風や冬の冬季風浪など年間を通して制約される気象条件や、地形条件であるリーフ、環境条件であるサンゴや海に囲まれた地形に伴う塩害等、本土とは異なる沖縄特有の条件下での整備等を余儀なくされている一方で、美しい自然環境への配慮等も求められている。

本業務は、沖縄特有の各種条件を踏まえて、沖縄管内における設計、施工、維持管理を含めた港湾空港施設整備のさらなる高度化に資するよう総合的かつ最新の知見から要因分析し、課題解決に向けた対応策を検討するものである。

3) 業務内容

- | | |
|--|----|
| ・離島港湾における荷役の安全性に関する検討 | 1式 |
| ・異常時波浪条件下における上部斜面堤構造及びサンゴ移植に配慮した環境共生型防波堤に関する検討 | 1式 |
| ・防波堤ケーソンの転用に関する評価検討 | 1式 |
| ・水中機械化施工における遠隔操作技術の適応に関する検討 | 1式 |

4) 履行期限

契約締結日の翌日 ～ 平成31年2月28日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 沖縄総合事務局における平成29・30年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）なお、開札の時までに上記一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 参加意思確認書の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から土木関係建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 本業務に係る申込者は「管内港湾技術審査補助業務（平成30年度）」、「管内港湾技術審査補助業務（平成29年度）（受託者：（一財）港湾空港総合技術センター）」の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。また、上記業務における担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面、人事面において関連がある者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

設計、施工、維持管理を含めた港湾空港施設整備のさらなる高度化に資する以下の全ての技術力を有すること。

- ① 船舶の係留方式に関する評価技術及び波浪における相関解析と波高比を活用した沿岸波浪の評価技術
係留船舶の動揺数値計算を実施して、船舶荷役において最も効果的な係留方式を評価する技術を有していること。また、海象条件の異なる2地点間の波浪データの相関関係を推定する技術を有し、かつ、浅海変形後の波浪観測データ及び波浪推算・変形計算で得られた波高比を活用して、沖縄特有のリーフ地形を考慮した沖波に対する沿岸波浪を評価する技術を有していること。
- ② 防波堤の破壊過程を解明する技術及びサンゴ共生型防波堤評価技術
水理模型実験により消波ブロックのケーソンへの衝突を再現した結果を基に、相似則を評価しつつ、消波ブロックの挙動が防波堤本体に及ぼす破壊過程を解明できる技術を有していること。更に、サンゴ移植を考慮した上で、最適な環境共生型防波堤断面を評価できる技術を有していること。
- ③ 防波堤ケーソンの転用に関する評価技術
防波堤ケーソンを転用する際にケーソン部材に及ぼす影響についての検討と、消波ブロックの衝突による破損の可能性を考慮した場合の補修・補強の要否をふまえた、転用可否判断基準を作成する技術を有していること。
- ④ 水中機械化施工における遠隔操作技術の適応に関する技術
遠隔操作による均し作業に関する知見や研究実績を有しており、かつ無人遠隔操作化へつなげるために必要な外界情報等の計測方法について評価する技術を有すること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約第二係
電話 098-866-0031 (内線2528)
FAX 098-861-3654

- (2) 業務説明書の交付期間、場所及び方法
平成30年2月28日から平成30年3月19日まで(1)に同じ場所で配布。
- (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
提出期限：平成30年3月20日 17時15分 (1)と同じ場所に郵送（書留郵便等の
配達記録が残るものに限る）又は持参により提出する。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定
期限については、別途通知する。
- (4) 詳細は、業務説明書による。